多胎に伴う妊婦健康診査費用の助成

対馬市では、多胎妊婦の健康の保持増進と胎児の健やかな発育を支援するため、母子健康診査受診票を使用する以外で受診した多胎妊婦健康診査の費用の全額または一部を助成します。

●費用助成を受けられる方

受診日時点で対馬市に住民票のある多胎妊婦

●助成回数

５回を上限とする

●助成額

対象者が医療機関に支払った受診費用に相当する額で、１回につき5,000円を上限とする

●流れ

①医師の指示の元、母子健康診査受診票で示された以外の多胎妊婦健診を受診し、費用を自己負担で支払う。

②後日、(1)～(3)の書類を市に提出する。

（１）対馬市多胎妊婦健康診査費助成金申請兼請求書（様式第１号）

（２）多胎妊婦健診の結果が記載された母子健康手帳の写し

（３）領収書及び診療明細書

③指定の口座に助成金が振り込まれる。

※申請期限は、受診日から２年以内です。

●問合せ先

居住地区	担当部署	住所・電話番号
上対馬・上県・峰・豊玉 美津島（小船越～濃部）	健康増進課	〒817-1292 対馬市豊玉町仁位380番地 電話：0920-58-1116
美津島（根緒～大山）・厳原	南地区保健センター	〒817-8510 対馬市厳原町国分1441番地 電話：0920-52-4888